

平成29年度

第Ⅱ期 教員免許状更新講習募集要項

募集期間	平成29年9月24日（日）～10月2日（月）
講習期間	平成29年12月
講習会場	6会場【講習案内参照】

【実施大学】
北海道教育大学

（お問い合わせ先）教員免許状更新講習実施事務センター（北海道教育大学学務部教務課内）
〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号
電話：011-778-0264・0699（8:30～17:15（土日・祝祭日は休業））

目 次

制度の概要	
1. 目的と制度設計	1 頁
2. 受講対象者・受講証明	1 頁
3. 免除対象者・有効期間延長（修了確認期限延期）対象者	3 頁
4. 講習内容・受講時間	4 頁
講習案内	
1. 開設状況	6 頁
受講申込	
1. 受講手続き略図	8 頁
2. 募集期間	8 頁
3. 受講予約	9 頁
4. 免許状更新講習受講申込書	10 頁
5. 受講定員	11 頁
6. 受講票	11 頁
受講料・キャンセル	
1. 受講料	12 頁
2. 受講料の払込方法	12 頁
3. 受講のキャンセル	12 頁
4. 受講料の返還	13 頁
修了認定試験等	
1. 修了認定試験	14 頁
2. 追試験	14 頁
3. 修了認定	15 頁
遅刻・欠席等	
1. 「遅刻」の取扱い	16 頁
2. 「欠席」の取扱い	16 頁
3. 「補講」の取扱い	16 頁
各種取扱い	
1. 受講上特別な配慮を必要とする受講希望者との事前相談	17 頁
2. 傷害保険の加入	17 頁
3. 個人情報の取扱い	17 頁
受講者への連絡事項	
主な免許状の種類・確認	18 頁
課題意識調査書の作成 （事前アンケート登録）	19 頁
開設大学等HP一覧	
その他関係資料	
（1）別紙1「教員免許状更新講習受講辞退届」	21 頁
（2）別紙2「受講料返還振込依頼書」	22 頁
（3）別紙3「教員免許状更新講習に係る受講支援事前相談書」	24 頁

制度の概要

1. 目的と制度設計

(1) 目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

*不適格教員の排除を目的としたものではありません。

(2) 基本的な制度設計について

原則的に、有効期間満了日（修了確認期限）の2年2ヶ月から2ヶ月前までの2年間に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者（都道府県教育委員会）に申請する必要があります。また、有効期間の延長（修了確認期限の延期）が可能な理由に該当する場合や講習の免除対象者に該当する場合には、そのために必要な申請などの手続きを行います。

2. 受講対象者・受講証明

(1) 受講対象者

A. 旧免許状（平成21年3月31日までに授与された普通免許状又は特別免許状）を有する者で、次の①に掲げる修了確認期限を迎える②及び③に該当する者です。

なお、修了確認期限の経過後でも該当する場合がありますので、受講の有無については免許管理者である都道府県教育委員会にお問い合わせ願います。

① 修了確認期限

a. 教諭・養護教諭免許状の旧免許状を持っている場合（旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を平成21年4月1日以降に授与されている場合を含む）

生 年 月 日	修了確認期限	受 講 期 間
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生	平成30年3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日
昭和47年4月2日～昭和48年4月1日生		
昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生		
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日生	平成31年3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日生		
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生		

b. 旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を平成21年3月31日以前に授与されている場合

栄養教諭免許状の授与日	修了確認期限	受 講 期 間
平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日
平成20年4月1日～平成21年3月31日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日

②修了確認期限までに、更新講習の修了が義務づけられている学校、幼稚園等に勤務する次の者

- ア. 校長（園長），副校長（副園長），教頭
- イ. 主幹教諭，指導教諭，主幹保育教諭，指導保育教諭
- ウ. 教諭（保育教諭含む），助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，助保育教諭，講師（常勤，非常勤）
- エ. 指導主事，社会教育主事，その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等を行う者で免許管理者が定める者
- オ. その他免許管理者が定める者

③修了確認期限までに更新講習の修了することの義務は課されていないが，各自の判断で受講することが可能な次の者

- ア. 学校に勤務する実習助手，寄宿舍指導員，学校栄養職員，養護職員
- イ. 教員として勤務する可能性があり，以下に該当する者
 - ・ 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
 - ・ 教員採用内定者
 - ・ 過去に校長，副校長，教頭又は教育職員であった者で，教育職員になることを希望する者
 - ・ 認定こども園に勤務する保育士
 - ・ 認可保育所に勤務する保育士
 - ・ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育園（保育所）に勤務する保育士
 - ・ 教育職員に任命され，又は雇用されることが見込まれる者
- ウ. 国，教育委員会，地方公共団体等の職員で，免許管理者が定める者
- エ. その他学校に準ずる教育を行っている機関で勤務する者 等

B. 新免許状（平成21年4月1日以降に授与された普通免許状又は特別免許状）を有する者で，授与された免許状の有効期間満了までが2年2ヶ月の期間内にある上記Aの②及び③に該当する者

C. 免許状授与の申請を行う者

①修了確認期限までに更新講習修了確認を受けていない者，及び有効期間の満了により免許状が失効している場合で，改めて免許状の授与申請を行う者

②普通免許状に係る所要資格を得た後10年を経過する者で，免許状の授与申請をする者 など

*修了確認期限は文部科学省のホームページで確認することができます。

『 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm 』

【お願い】

受講期間は2年間ですが，平成30年度は受講対象者が大幅に増加することが見込まれることから，余裕をもって免許状の更新手続きを行うために，できるだけ1年目の期間の中で受講されるようお勧めします。

(2) 受講証明

更新講習を受講する際には、受講申込書に次の区分により受講対象者であることの証明を受ける必要があります。

受講対象者の区分		証明の方法（※注）
教育職員 ・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①）	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、 寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明	
国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明	
その他文部科学大臣が定める者 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用 内定者 ・ 教員採用 内定者に 準ずる者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）

3. 免除対象者・有効期間延長（修了確認期限延期）対象者

免許状更新講習を受講せずに、免許管理者（都道府県教育委員会）に申請を行うことによって、免許状を更新できる者（免除対象者）及び新免許状の有効期間を延長できる者（有効期間延長対象者）又は旧免許状の修了確認期限を延期できる者（修了確認期限延期対象者）は以下のとおりです。

(1) 免除対象者

①教員を指導する立場にある者

- ・校長（園長），副校長（副園長），教頭，主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む），指導教諭，主幹保育教諭，指導保育教諭
- ・教育長，指導主事，社会教育主事，その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ・免許状更新講習の講師となっている者 など

②優秀教員表彰者

文部科学大臣，教育委員会などから，各教科の指導法又は生徒指導その他の所持する免許状に関係する知識技能が優秀であることについて表彰を受けたことのある者

(2) 有効期間延長（修了確認期限延期）対象者

- ①心身の故障による休職，引き続き90日以上病気休暇，産前・産後の休暇，育児休業又は介護休業期間中の者
 - ②大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程等で専修免許状の取得を目的として在学している者 など
- *詳細については，免許管理者（都道府県教育委員会）にお問い合わせ願います。

4. 講習内容・受講時間

更新講習は，下記領域の講習を合わせて30時間以上受講・修了する必要があります。

(1) 必修領域・・・受講時間6時間以上

「イ 国の教育政策や世界の教育の動向」「ロ 教員としての子ども観，教育観等についての省察」「ハ 子どもの発達に関する脳科学，心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）」「ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題」の4つの事項をすべて含む内容です。

(2) 選択必修領域・・・受講時間6時間以上

「イ 学校を巡る近年の状況の変化」「ロ 学習指導要領の改訂の動向等」「ハ 法令改正及び国の審議会の状況等」「ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性」「ホ 学校における危機管理上の課題」「ヘ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組」「ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善」「チ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）」「リ 進路指導及びキャリア教育」「ヌ 学校，家庭並びに地域の連携及び協働」「ル 道徳教育」「ロ 英語教育」「ワ 国際理解及び異文化理解教育」「カ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）」の14の事項とし，1つの講習（6時間以上）において，1事項を取り扱うことを原則としますが，イ～ホの5つの事項については2つまで取り扱う場合もあります。

(3) 選択領域・・・受講時間18時間以上

幼児，児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題を扱います。

(注) 選択領域には，「教諭」「養護教諭」「栄養教諭」の3つの対象職種が設定されています。
旧免許状所持者は，現在就いている職又はこれから就くことを希望している職に対応した選択領域講習を受講する必要があります。例えば，「教諭」と「養護教諭」の免許状を持つ現職

の養護教諭は対象職種に「養護教諭」を含む講習を18時間以上受講する必要があります。それにより、「教諭」と「養護教諭」の免許状の両方の免許状の修了確認申請をすることができます。

新免許状所持者は、所持する免許状の免許種に対応した選択領域講習を受講する必要があります。例えば、「教諭」と「養護教諭」の免許状を持つ者が両方の免許状を更新するためには、現在の職にかかわらず、対象職種に「教諭」を含む講習と「養護教諭」を含む講習を、それぞれ18時間以上受講する必要があります。一つの講習に複数の対象職種が設定されている場合、当該講習を受講すれば複数の免許状の更新のために使用できます。

※平成28年3月以前に講習時間の一部を受講した方へ

平成28年4月制度改正により、必修領域講習の受講時間が12時間から6時間に変更となりました。

平成28年3月以前に講習時間の一部を受講した方は、以下について留意してください。

- 平成28年3月以前に履修認定された必修領域講習（12時間）は、制度改正後の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域講習（6時間）として、選択領域講習は選択領域講習として使用できます。
- 平成27年度必修領域の履修認定を受けた方は、必修領域講習及び選択必修領域講習を受講することはできません。
- 制度改正により、領域が変更となった講習も含め、同一名称の講習は同じ内容の講習であるため、再度受講することはできません。

講習案内

1. 開設状況

平成29年度第Ⅱ期 教員免許状更新講習開設状況

平成29年度第Ⅱ期の講習開設状況は以下のとおりです。

会場毎の講習一覧・シラバスは「北海道地区6国立大学法人教員免許状更新講習実施事務センター」のホームページ「講習一覧・シラバス」で確認してください。

シラバスは、それぞれの講習の、「講習内容」、「到達目標」、「講習計画」、「修了認定試験」、「持参するもの」及び「連絡事項」(テキスト, 教材費等を含む)について紹介したものです。受講の申込みに当たって、ミスマッチを起こさないように、内容を必ず確認するようにしてください。

北海道教育大学札幌校会場

区分	開設日	時間数	定員	修了認定時期
必修領域	平成29年12月2日(土)	6時間	300人	1月19日(金)
選択必修領域	平成29年12月3日(日)	講習一覧を参照してください。		1月19日(金)
選択領域	平成29年12月9日(土)～10日(日) 平成29年12月16日(土), 27日(水)			1月19日(金)

* 選択領域には養護教諭及び栄養教諭対象の講習も開設しています。

北海道教育大学旭川校会場

区分	開設日	時間数	定員	修了認定時期
必修領域	平成29年12月2日(土)	6時間	190人	1月19日(金)
選択必修領域	平成29年12月3日(日)	講習一覧を参照してください。		1月19日(金)
選択領域	平成29年12月9日(土)～10日(日)			1月19日(金)

* 選択領域には養護教諭及び栄養教諭対象の講習も開設しています。

北海道教育大学釧路校会場

区分	開設日	時間数	定員	修了認定時期
必修領域	平成29年12月9日(土)	6時間	180人	1月19日(金)
選択必修領域	平成29年12月10日(日)	講習一覧を参照してください。		1月19日(金)
選択領域	平成29年12月2日(土)～3日(日)			1月19日(金)

* 選択領域には養護教諭及び栄養教諭対象の講習も開設しています。

北海道教育大学函館校会場

区分	開設日	時間数	定員	修了認定時期
必修領域	平成29年12月2日(土)	6時間	125人	1月19日(金)
選択必修領域	平成29年12月3日(日)	講習一覧を参照してください。		1月19日(金)
選択領域	平成29年12月9日(土)～10日(日)			1月19日(金)

* 選択領域には養護教諭及び栄養教諭対象の講習も開設しています。

北海道教育大学岩見沢校会場

区分	開設日	時間数	定員	修了認定時期
必修領域	開設していません。	・・・	・・	・・・・・・・・
選択必修領域	開設していません。	・・・	・・	・・・・・・・・
選択領域	平成29年12月2日（土）～3日（日）	講習一覧を参照してください。		1月19日（金）

帯広商工会議所会場（北海道教育大学実施）

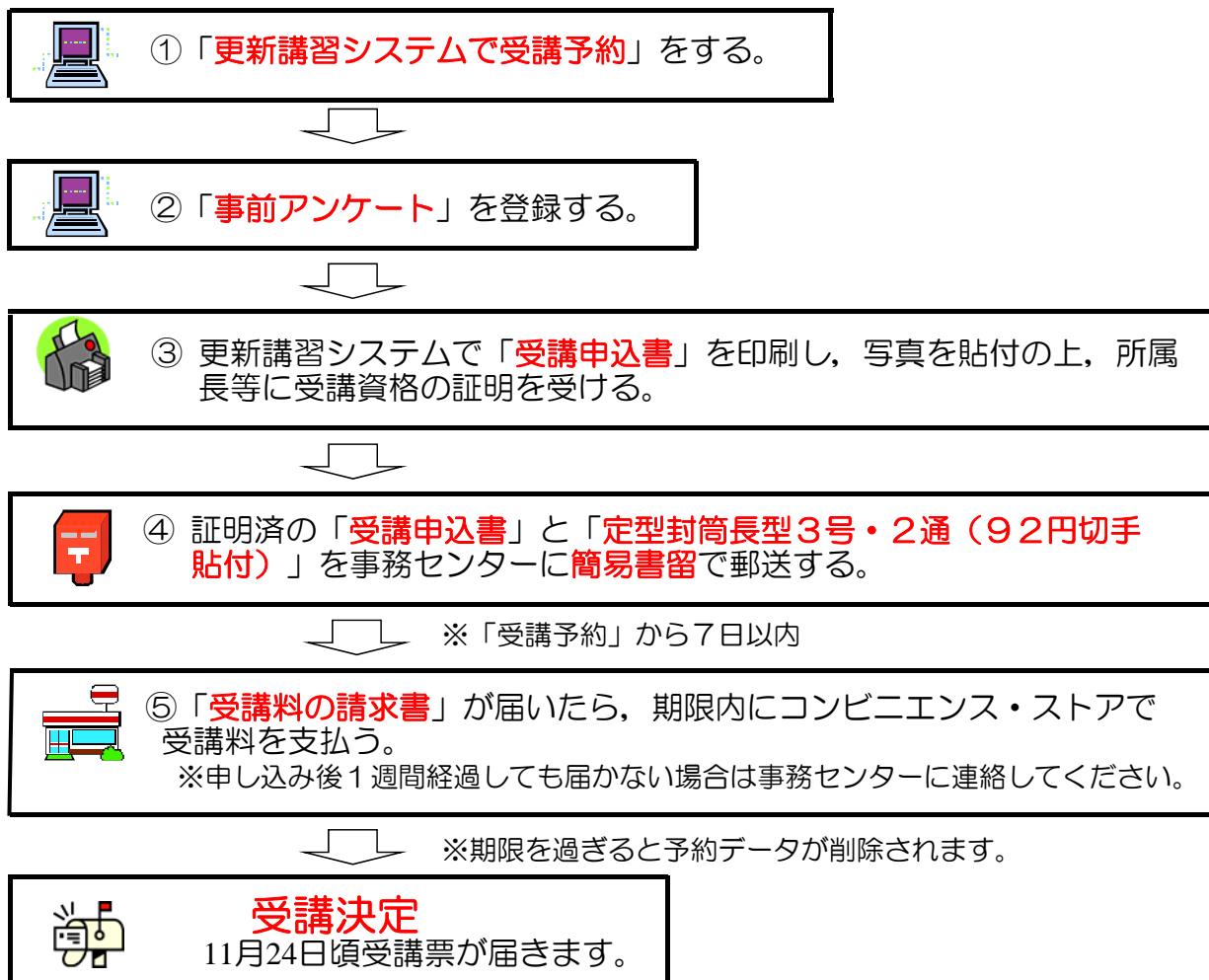
区分	開設日	時間数	定員	修了認定時期
必修領域	平成29年12月2日（土）	6時間	100人	1月19日（金）
選択必修領域	平成29年12月3日（日）	講習一覧を参照してください。		1月19日（金）
選択領域	平成29年12月9日（土）～10日（日）			1月19日（金）

* 選択領域には養護教諭及び栄養教諭対象の講習も開設しています。

受講申込

1. 受講手続き略図

受講を希望する方は次の方法により、申し込みをしてください。



2. 募集期間

(1) 募集期間（受講予約期間）

第Ⅱ期（冬期） 平成29年9月24日（日）～10月2日（月）

受講予約の受付は、**募集期間初日の午前8時**からとなります。なお、募集期間内であっても午前3時～6時の間は、システムメンテナンスのためご利用できません。

(2) 免許状更新講習受講申込書の送付期間

受講予約を行った後に、更新講習システムの中で免許状更新講習受講申込書を印刷します。
免許状更新講習受講申込書は、受講予約後7日以内に簡易書留便で事務センターに送付してください。詳細は「4. 免許更新講習受講申込書」を参照してください。

(3) 追加募集

募集期間内で受講定員に満たなかった場合は、追加募集を行います。なお、募集期間内で申し込み者がなかった講習については追加募集を行いません。

追加募集期間の予定は次のとおりです。

追加募集期間	平成29年10月27日（金）～10月31日（火）
--------	--------------------------

※追加募集は開催地にかかわらず、同一の募集期間で実施します。
受講予約の受付は、追加募集期間初日の午前6時からとなります。なお、募集期間内であっても午前3時～6時の間は、システムメンテナンスのためご利用できません。

対象になる講習等については、ホームページでお知らせします。

3. 受講予約

受講を申し込む場合は、北海道地区6国立大学法人教員免許状更新講習ホームページ（<http://www.hokkaido-menkyo.jp/>）「受講予約はこちら」から更新講習システムにアクセスし、受講予約をした上で、受講申込書を郵送してください。

なお、受講予約の手順は、ホームページから「入カマニュアル」をダウンロードし確認してください。

更新講習システム以外の方法（例：電話、FAX等）で受講予約はできませんのでご注意願います。

・受講予約の留意点

- ① 受講予約を行う更新講習システムでは、予約受付前でも、受講者情報の入力、IDの取得、受講したい講習情報の検索や記録（ブックマーク）をすることができます。
詳細は「入カマニュアル」を参照してください。
なお、既にIDを取得している方は、取得済みのIDで操作してください。
- ② 受講予約は、先着順で行い、受講定員に達した時点で予約を締め切ります（受講予約ができなくなります）。
- ③ 領域にかかわらず、同一名称の講習は、内容が同じものとなっていますので、申し込むことができません。
履修対象時間数の対象外となります。（過年度に受講した講習についても同様です。）
なお、同一名称でなくても、同様の内容のためにシラバス等で受講を制限している場合がありますのでご注意願います。
- ④ 選択必修領域と選択領域で同一の講習が開設されている場合、申込をした領域以外の講習として使用することはできません。

- ⑤ 必修領域6時間，選択必修領域6時間，選択領域18時間を超えて，受講予約することはできません。ただし，新免許状所持者のうち複数の履修認定対象職種（教諭，養護教諭，栄養教諭）の免許状を有する方は，選択領域講習を履修認定対象職種ごとに合計18時間となるまで受講予約することができます。
また，平成28年3月以前に必修領域12時間の認定を受けている方は，必修領域講習および選択必修領域講習を受講予約することはできません。
- ⑥ 受講予約を行った後に講習の変更を行う場合は，「受講のキャンセル」を参照してください。
- ⑦ 以下の事項は「入力マニュアル」の中で指示されていますが，受講者からの質問が多いこともあり，特にご留意願います。
- ・受講者IDは入力の途中で付与されます。パスワードとともに必ずメモを残しておいてください。
 - ・受講申込書の印刷は，必要な情報を全て入力した後に行ってください。
 - ・所持している教員免許状の種類は，事前に確認をした上で入力を行ってください。
- なお，免許状番号・授与権者が不明の方は，未記入でも構いません。

4. 免許状更新講習受講申込書

(1) 受講申込書の作成・送付

- ① 「受講予約」の手続きの中で，「免許状更新講習受講申込書」を印刷します。
- ② 印刷された申込書の1枚目に写真を貼付し所属校長等（3ページ「(2) 受講証明」参照）の証明印（公印）※私印不可を押印してください。
証明印は，受講対象者であることを証明するものですから，証明者は間違いのないことを確認した上で押印してください。
受講申込書2枚目は，受講申込に関する確認事項が記載されていますので，各自確認してください。送付の必要はありません。
- ③ 受講申込書は，住所・氏名を記入した「返信用封筒」（定形封筒長型3号・92円切手貼付）2通とともに下記あてに受講予約後7日以内に簡易書留便で郵送してください。
- ④ 受講予約を行った後，一定の期間内に受講申込書の送付がない場合，受講予約は自動的にキャンセルとなり，入金済みの受講料は返還できませんのでご注意ください。

教員免許状更新講習実施事務センター
〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号
北海道教育大学内
(電話 011-778-0264・0699)

(2) 受講申込書作成上の留意点

- ① 本人印，学校長等の証明印（公印）※私印不可を忘れないようにしてください。
- ② 写真は，申込み前3か月以内に撮影した縦36～40mm×横24～30mm，上半身，正面向き・脱帽のものに，裏面に氏名を記入の上，所定の欄に貼付してください。

- ③ 返信用封筒は、受講票及び免許状更新講習修了（履修）証明書を送付するために必要なものです。確実に受領できる受講者の住所、氏名を記入の上送付してください。）
なお、返信用封筒は申し込む講習の数に関わりなく2通となります。
- ④ 受講の決定は、受講申込書の受理及び受講料の納入を確認した時点で確定します。
- ⑤ 受講申込書の封筒及び返信用封筒の表面右下余白に、ID番号の記載をお願いします。

5. 受講定員

- ① 開設する講習には、受講定員を設けておりますので、定員を超えて申し込むことはできません。
- ② 受講申込者が5名に達しない場合は、原則として講習は行いません。その際は、他の講習への振替等について申込者と打ち合わせを行います。

6. 受講票

- ① 受講申込書を受理した後に、申し込んだ講習の受講票を送付します。
(追加募集を除き平成29年11月24日(金)までに送付する予定です。)
- ② 受講票は、受講者の本人確認を行うための重要な書類ですので、写真(縦36~40mm×横24~30mm)を貼付の上講習当日に必ず持参してください。
- ③ 受講票には、受講に当たっての注意事項等が記載されていますので予め確認をお願いします。

受講料・キャンセル

1. 受講料

受講料の額 講習1時間当たり【1,000円】となっています。

6時間の講習を受ける場合	6,000円
12時間の講習を受ける場合	12,000円
18時間の講習を受ける場合	18,000円
6時間の講習3講習と12時間の講習を受ける場合	30,000円

(但し、講習によっては、別にテキスト代、実験材料費等が加わることがあります。
詳しくは、「シラバス」を参照してください。)

2. 受講料の払込方法

- ① 更新講習システムでの受講予約の4～5日後に、受講料の請求書（封書タイプの請求書）が届きますので、最寄りのコンビニエンス・ストアで払い込んでください。
(払い込みはコンビニエンス・ストアのみです。)
- ② 受講料の納入期限は、平成29年10月16日(月)です。請求書に納入期限が記載されておりますので、期限内に必ず払い込んでください。納入期限を過ぎますとコンビニエンス・ストアでの払い込みができなくなります。また、納入期限内に納入されなかった場合は、受講予約がなかったものとして受講予約データが削除されます。
- ③ 請求金額は受講料の他、払い込み手数料等334円が加算された金額で請求されます。なお、受講予約した日が異なる場合は、請求書はそれぞれに発行され、払い込み手数料等もその都度請求されることとなりますのでご留意願います。
- ④ 請求書が受講予約後1週間を経過しても届かない場合は、事務センターまで必ずご連絡願います。

3. 受講のキャンセル

更新講習システムでの受講予約後に、予約した講習の全部又は一部を取り消す場合は、「受講のキャンセル」として、予約日当日又は受講料を払い込んだ後に手続きを行ってください。

なお、予約した講習を他の講習に変更したい場合も、前記と同様に一度予約を取り消す手続きが必要です。

*受講料を払い込んでからでないと、受講キャンセルができない理由は、受講予約を行った翌日からは、入力されたデータにより業務が進行し、受講料の払込みによる受講の確定までは、システム上データの変更ができないことによるものです。

(1) 予約日当日に受講予約をキャンセルする場合

- ① この段階ではデータが未確定ですので、当日の24時までに手続きを行ってください。
- ② 手続きは、入力マニュアル「受講キャンセル」を参照の上、教員免許更新講習システムで行ってください。

- ③ 受講料にキャンセル料は発生しません。

(2) 受講料を払い込んだ後に受講をキャンセルする場合

- ① 予約した講習の全部又は一部を取り消す場合は、所定の様式「教員免許状更新講習講辞退届」(その他関係資料(1)別紙1)及び「受講料返還振込依頼書」(同資料(2)別紙2)をホームページ「各種様式ダウンロード」からダウンロードし、事務センターに提出してください。この場合のデータ処理は事務センターが行います。
- ② 予約した講習を変更する場合も、①の一部取り消しの手続きを行った後に、新たに受講予約が必要になります。なお、変更が可能な期間は、受講予約期間又は追加募集期間のみとなりますのでご注意ください。
- ③ 既に受講の手続きが開始されておりますので、キャンセル料が発生します。

(3) 受講キャンセルの留意事項

- ① 辞退日は、事務センターが「教員免許状更新講習受講辞退届」を受理した日とします。
- ② 受講予約の翌日からは、受講料にキャンセル料が発生しますので、講習の予約に当たっては慎重に選択されるようにお願いします。

4. 受講料の返還

受講料払い込み後に受講をキャンセルする場合は、キャンセル料を差し引いた受講料の一部を返還いたします。返還する額は次のとおりです。また、返還する時期は第Ⅱ期の全講習終了以降(1月下旬予定)となり、提出された「受講料返還振込依頼書」により振込みいたします。なお、その際の振込手数料は開設大学側で負担いたします。

(1) 受講料の返還額

①教員免許状更新講習受講辞退届を受理した日が11月9日(木)(追加募集の受講料納入期限最終日)以前の場合			
受講料	6,000円の講習	・・・	返還額 4,500円
	//	12,000円の講習	・・・ // 9,000円
	//	18,000円の講習	・・・ // 13,500円
②教員免許状更新講習受講辞退届を受理した日が11月10日(金)から講習開始日の前日の場合			
受講料	6,000円の講習	・・・	返還額 3,000円
	//	12,000円の講習	・・・ // 6,000円
	//	18,000円の講習	・・・ // 9,000円
③教員免許状更新講習受講辞退届を受理した日が講習開始日以降の場合 受講料は返還いたしません。			

※講習期間内を含め土・日・祝日は、事務センターへの郵便物が郵便局留めとなっており配達はありません。辞退届は余裕を持って提出してください。

(2) 特別な場合の受講料の返還

講習の開始日以降の場合であっても、交通機関の障害、気象災害等の緊急事態が発生し、講習が開設できなかった場合には受講料を全額返還いたします。

また、大学側の都合により講習が開設できなかった場合においても、同様に受講料を全額返還いたします。

返還の時期は、緊急事態を確認した時点及び開設できなくなった時点から速やかに返還いたします。

修了認定試験等

1. 修了認定試験

- ① 修了認定試験の対象者は、当該講習の修了認定に必要な時間を履修した者としてします。
- ② 従って、必修領域、選択必修領域、選択領域とも講習時間の一部受講しなかった場合は、修了認定試験の対象者にはなりませんので注意してください。
- ③ 修了認定試験の方法は、「筆記による試験」、「実技による試験」、「口頭による試験」等の方法で行います。レポートの提出による試験は認めていません。
- ④ 修了認定試験は講習が終了した後に行うことを原則としますが、講習の途中に小テストを実施する場合があります。その場合は担当講師の指示に従ってください。
- ⑤ テキスト等の持ち込みを認めることがあります。その場合は担当講師の指示に従ってください。
- ⑥ 受講者の本人確認は、受講票の写真等との照合により行います。
- ⑦ 修了認定試験に出題する問題は、講習内容について基礎的な知識・技能を図ることを基本とします。
- ⑧ 出題の範囲は、講習の内容を反映させたものとします。

2. 追試験

- ① 修了認定試験の結果、合格点に達しなかった者のうち、実施大学の判断で追試験を実施することがあります。（対象者全員に対して追試験を行う趣旨ではありません。）
- ② 追試験を行う場合は、受講者の意思を確認した上で試験の日程等を通知します。
- ③ 追試験の試験会場は実施大学のキャンパスとします。

3. 修了認定

- ① 修了の認定は、実施大学が定めた成績審査の評価基準（次表参照）により合格した者を、基礎的な知識・技能を有しているものとして認定します。
- ② 評価基準により、受講した講習の試験について100点を満点として採点し、得点60点以上の者について修了の認定を行うこととします。
- ③ 修了認定された場合は、「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」により、平成30年1月22日（月）までにお知らせします。

修了認定基準に基づく評価基準

免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第6条に規定する修了認定の基準に基づき、実施大学としての評価基準を次のとおり定める。

1. 修了認定は、実施大学が行う修了認定試験の成績審査に合格した者を、基礎的な知識・技能を有しているものとして認定する。
2. 修了認定試験の成績審査の評価は、必修領域、選択必修領域及び選択領域の各事項について修了試験を実施した結果、受講者の理解が、担当講師が設定した到達目標に達したと認められる場合は、成績審査に合格した者とする。その際の評価は60点以上の得点をもって行うものとする。

遅刻・欠席等

1. 「遅刻」の取扱い

- ① 交通事情等でやむを得ず遅刻をした場合は、講習の開始後30分を限度として遅刻を認めることとします。その場合は、交通機関の遅延証明書等を持参の上所定の手続きが必要です。
- ② 免許状更新講習時間は、法律で「30時間以上」と規定されており、受講時間が30時間未満の場合は法律の趣旨を損なうこととなりますので、修了認定を受けることはできません。
- ③ 遅刻した時間が30分を超えた場合は、欠席として取り扱うこととします。

2. 「欠席」の取扱い

- ① 更新講習の時間数が法定されていることから、欠席の場合は定められた受講時間を確保できないため修了認定を受けることはできません。
- ② 欠席は、その理由の如何を問いませんので、勤務先及び家族等の理解を得られるように予め周知をお願いします。
- ③ 欠席により当該講習を受講しなかった場合でも、受講料は返還しません。

3. 「補講」の取扱い

遅刻を認められた受講者に対して、30分の範囲内で補講等の措置をとる場合があります。補講の実施の有無及び時間割等については、講習当日の講師の判断・指示に従ってください。

各種取扱い

1. 受講上特別な配慮を必要とする受講希望者との事前相談

障害等により受講上特別な配慮を希望する方は、募集期間の前に「教員免許状更新講習に係る受講支援事前相談書」（その他関係資料（3）別紙3）（ホームページ「各種様式ダウンロード」からダウンロードできます。）を事務センターに提出してください。

できる限りの支援をさせていただきますが、支援の内容や実施会場の設備等の関係で、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

2. 傷害保険の加入

講習参加者は、全員傷害保険に加入していただきます。保険料は受講料の中で賄います。

加入していただく傷害保険の補償額は、死亡・後遺障害 500 万円、入院 1 日当たり 5,000 円、通院 1 日当たり 3,000 円です。補償の対象となる時間帯は、講習日の朝 0 時 00 分～夜 12 時 00 分までの間で、講習会場まで通う時間、講習終了後自宅に帰宅するまで補償されます。

事故発生の際は、速やかに事務センターへ連絡してください。

3. 個人情報の取扱い

実施大学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、各大学が定める個人情報管理規則等に基づき、保護に万全を期しています。受講申し込みにご対応させていただいた氏名、住所、その他の個人情報については、講習の実施及びこれに付随する業務を行うためのみに利用します。

受講者への連絡事項

- (1) 各会場の講習当日のスケジュール、受講票、持ち物、昼食、駐車場等については、ホームページ「各会場の案内」にてお知らせしますので、必ず閲覧してください。
- (2) (1) のほか、講習によって個別の連絡事項、スケジュール、持ち物が設定されている場合がありますので、受講申し込み前に各講習の「シラバス」を必ず確認してください。
- (3) 講習を実施する大学からの個別の指示についても、(1) のホームページでお知らせしますので、受講申し込み前及び講習受講前に必ず確認してください。

主な免許状の種類・確認

(1) 免許状の種類一覧

免許状種類	教科又は領域	
	教	科
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育	
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，外国語（英語，ドイツ語，フランス語，その他の外国語），宗教 など	
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，看護実習，家庭，家庭実習，情報，情報実習，農業，農業実習，工業，工業実習，商業，商業実習，水産，水産実習，福祉，福祉実習，商船，商船実習，職業指導，外国語（英語，ドイツ語，フランス語，その他の外国語），宗教 など （一種のみ） 柔道，剣道，建築，インテリア，デザイン，計算実務，情報処理，情報技術 など	
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者，病弱者，知的障害者
特別支援学校自立教科教諭（普通・特別） 一種・二種免許状	理療，理学療法，音楽，理容，特殊技芸（美術，工芸，被服）	
特別支援学校自立活動教諭（普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育，聴覚障害教育，肢体不自由教育，言語障害教育	
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		

(2) 免許状の確認

下記の免許状をお持ちの方は、免許法の改正により変更になっておりますので確認をお願いします。

改正前の主な免許状	改正後の免許状の名称
中学校一級 高等学校二級 高等学校一級 高等学校「社会」 養護学校	中学校一種 高等学校一種 高等学校専修 高等学校「地歴」及び「公民」 特別支援学校「知的障害者」及び「肢体不自由者」及び「病弱者」

課題意識調査書の作成 (事前アンケート登録)

「更新講習システムでの受講予約」を行う際に、講習毎に「課題意識調査書」(事前アンケート)の作成をしていただくことになります。このアンケートは、受講者が日頃考えている課題(下記事項)を調査し、集約して講習に反映する趣旨で作成するものですのでご協力願います。

【必修領域】

- 1) 国の教育政策や世界の教育の動向について、あなたが職務上重要と考えている事項について記述してください。
- 2) 教員としての子ども観、教育観等について、あなたが職務上重要と考えている事項について記述してください。
- 3) 子どもの発達や特別支援教育に関する課題について、あなたが職務上重要と考えている事項について記述してください。
- 4) 子どもの生活の変化を踏まえた課題について、あなたが職務上重要と考えている事項について記述してください。
- 5) 上記の事項以外に、あなたが最近職務上重要な課題と考えている事項等あれば記述してください。

【選択必修領域】

- 1) この講習の受講を希望した理由を記述してください。
- 2) この講習に期待することを記述してください。
- 3) あなたが、この講習の内容に関連して課題として考えている事項や、それに関する具体的な内容等があれば記述してください。
- 4) その他

【選択領域】

- 1) この講習の受講を希望した理由を記述してください。
- 2) この講習に期待することを記述してください。
- 3) あなたが、この講習の内容に関連して課題として考えている事項や、それに関する具体的な内容等があれば記述してください。
- 4) その他

開設大学等HP一覧

受講会場の案内は、ホームページ「各会場の案内」より確認してください。
また、他大学等の開設情報は文部科学省ホームページをご覧ください。

各機関	担当部局等	電話	HPアドレス
文部科学省	初等中等教育局教職員課	03-5253-4111（代表） （内線3573）	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/s
hotou/koushin/">http://www.mext.go.jp/a_menu/s hotou/koushin/
北海道6国立大学	教員免許状更新講習実施事務センター	011-778-0264・0699	http://www.hokkaido-menkyo.jp
北海道教育大学	学務部教務課教員免許更新講習グループ	同 上	http://www.hokkyodai.ac.jp/
同 札幌校	同 上	同 上	http://www.hokkyodai.ac.jp/sap/
同 旭川校	学務グループ	0166-59-1230・1223	http://www.hokkyodai.ac.jp/asa/
同 釧路校	同 上	0154-44-3234	http://www.hokkyodai.ac.jp/kus/
同 函館校	同 上	0138-44-4218	http://www.hokkyodai.ac.jp/hak/
同 岩見沢校	同 上	0126-32-0227・1347	http://www.hokkyodai.ac.jp/iwa/
北海道教育庁	総務政策局教職員課免許グループ	011-231-4111（代表） （内線35-220）	<a href="http://www.dokyoι.pref.hokkaido
.lg.jp/hk/ksi/">http://www.dokyoι.pref.hokkaido .lg.jp/hk/ksi/
札幌市教育委員会	学校教育部教職員課	011-211-3853	<a href="http://www.city.sapporo.jp/kyoik
u/top/">http://www.city.sapporo.jp/kyoik u/top/

その他関係資料

(1) 別紙1「教員免許状更新講習受講辞退届」(ホームページ「各種様式」に掲載)

教員免許状更新講習受講辞退届

平成 年 月 日

- 北海道大学長 殿
- 北海道教育大学長 殿
- 室蘭工業大学長 殿
- 小樽商科大学長 殿
- 帯広畜産大学長 殿
- 北見工業大学長 殿

※辞退しようとする講習の開設大学にチェックしてください。

住 所 _____

受講者ID _____

氏 名 _____ (自署)
(生年月日: 年 月 日生)

下記の講習の受講を辞退しますので、届け出いたします。
受講料の返還につきましては、添付の「受講料返還振込依頼書」により、振込みください。

記

講習名1: _____ / 開設日: 年 月 日 / 会場: _____

講習名2: _____ / 開設日: 年 月 日 / 会場: _____

講習名3: _____ / 開設日: 年 月 日 / 会場: _____

講習名4: _____ / 開設日: 年 月 日 / 会場: _____

講習名5: _____ / 開設日: 年 月 日 / 会場: _____

辞退の理由 (簡潔に記入)

(2) 別紙2「受講料返還振込依頼書」

受講料返還振込依頼書

平成 年 月 日

北海道大学長 殿
 北海道教育大学長 殿
 宗蘭工業大学長 殿
 小樽商科大学長 殿
 帯広畜産大学長 殿
 北見工業大学長 殿

振込依頼者

郵便番号	
住所	
氏名	(白署)
電話番号	

私への支払金については、下記の金融機関口座に振り込み願います。

記

振込先 金融機関名	※銀行コード	: : :	: : :	※支店コード	: : :	: : :	支店
		銀行 信用金庫 信用組合					
預金種目	1. 普通預金		該当する預金種目に○印を付してください				
	2. 当座預金						
フリガナ 口座名義							
口座番号							
口座名義者住所							

※債主コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<注> 1.現住所と口座名義者住所が同じ場合は、口座名義者住所は記入の必要ありません。
 2.記入の際には、お持ちの通帳で各項目を確認のうえ、ご記入願います。
 3.原則、1名につき1口座の登録となりますのでご注意ください。
 4.ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の支店名・口座番号等が必要となりますので、ご注意ください。(ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。)

※印の付した項目は、事務処理上の欄ですので、記入の必要はありません。

記入例

受講料返還振込依頼書

平成 28 年 ○ 月 ○ 日

北海道大学長 殿
 北海道教育大学長 殿
 室蘭工業大学長 殿
 小樽医科大学長 殿
 帯広畜産大学長 殿
 北見工業大学長 殿

振込依頼者

郵便番号	002-8501
住所	札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号
氏名	北海 教育子（自署）
電話番号	011-778-0251

私への支払金については、下記の金融機関口座に振り込み願います。

記

振込先 金融機関名	※銀行コード		※支店コード				
	北洋	銀行 信用金庫 信用組合	あいの里	支店			
預金種目	① 普通預金 2. 当座預金	該当する預金種目に○印を付してください					
フリガナ 口座名義	ホッカイ キョウイクコ 北海 教育子						
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義者住所							

※債主コード								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--

- <注> 1.現住所と口座名義者住所が同じ場合は、口座名義者住所は記入の必要ありません。
 2.記入の際には、お持ちの通帳で各項目を確認のうえ、ご記入願います。
 3.原則、1名につき1口座の登録となりますのでご留意願います。
 4.ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の支店名・口座番号等が必要となりますので、ご留意願います。（ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。）

※印の付した項目は、事務処理上の欄ですので、記入の必要はありません。

(3) 別紙3「教員免許状更新講習に係る受講支援事前相談書」

教員免許状更新講習に係る受講支援事前相談書

平成 年 月 日

教員免許状更新講習実施事務センター 殿

氏名 _____

平成 年度教員免許状更新講習の受講にあたり、下記のとおり受講支援について、相談します。

ふりがな 氏名				性別	男・女
生年月日	昭和 年 月 日生			年齢	歳
連絡先	住所・電話番号	(〒 - -) (Tel - -)			
	E-mail				
勤務先	(Tel - -)			職名	
所有する 教員免許状	教諭 種免許状 ()		教諭 種免許状 ()		
	教諭 種免許状 ()		教諭 種免許状 ()		
修了確認期限	平成 年 月 日				
受講希望講習	領域	講習名		開設日	会場
	必修領域			/	
	選択必修領域			/	
	選択領域			/	
				/	
障害等の状況	種類				
	程度・症状等				
	その他				
希望する 受講支援内容	講習受講時				
	修了認定試験時				
	その他				
勤務先等での 状況及び支援 内容等					
参考事項					

- 本人の状況・希望する受講支援内容等について、具体的に記入してください。欄内に記入できない場合は、別紙（様式任意）として添付してください。
- 障害者手帳をお持ちの方は、その写しを添付してください。
- 支援内容を決定するにあたって、医師の診断書を求める場合があります。
- 対応の詳細について、後日連絡させていただきます。
- できる限りの支援をさせていただきますが、支援の内容や実施会場の設備等の関係で、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。